

右工場職工ハ依然怠業ヲ繼續シツ、アリタル
加會社ハ昨日職工ノ退場(午後五時)ニ際シ突然東
京工場同様ノ文意ニヨリ休業ヲ發表(七月ヨリ意
セリ)

右ハ一昨二十七日來本社重役會議ノ結果ニシ
テ會社ハ今日ノ休業ヲ以テ職工ノ反省ヲ促シ
尚勤靜如何ニヨリテハ更ニ事業縮少ニ藉口ニ
不良職工ノ淘汰ヲ断行スルノ意嚮ナルカ如シ
同日組合幹部及職工中ノ重立者十数名ハ(前通
報會合者ト同様)蒲田支部事務所ニ集合種々協
議スルモ何等対策トシテ成案ヲ得ズ明日深
東方働同盟會長田口龜藏ニ計ヒ今後ノ方針ヲ
決スルコトニ申合セ同十時散會セリ
右及申(通)報(復)包

通知

去十三日諸君の代表者と稱する齋藤、鈴木外四名本社に來り會見を求め
られましたが是迄の方針により會見を拒絶、しました處同人等は當日限
り代表を辞任する旨を述べて歸りました翌十四日突然蒲田工場に押寄
せ暴行の爲め多数起訴せられたるは誠に遺憾とする所でありませ

其後新に選まれたる代表者と稱する伊丹、水尾外八名十八日十九日の兩度
本社に來り會見を求められましたが矢張被解雇者を交めるを以て會見を
断り反省を促がしました然るに二十一日に至り意外にも松岡氏外四名來ま
したが是亦會見を断りました

二十二日始めて従業員たる代表者水尾外四名本社に來ましたので要求事項
に付相互に意見を交換せる結果解雇者を復職せしむるの件は従業員
の要求事項中より切離なすことになりました次に休業中の賃金は絶對に
支拂はざるも何等かの名義にて同情金を給與することは一應考慮する
こととし又解雇手當規則に付ては新規の要求が提出せられたから協議
の上回答することになりました

二十三日前記代表者と會見し會社は休業中の賃金を支拂ふこと出来ざる
も諸君の生計に同情し特に見舞として家族ある者には金拾五圓、
獨身者には金拾圓を給與すると申渡しましたに解雇手當規則は度々通告せ